

令和4年2月22日

保護者 様

上越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の基準の改定について（通知）

新型コロナウイルス感染症については県内における感染拡大に伴い、令和4年1月21日からまん延防止等重点措置が新潟県に適用されました。上越市内においても児童生徒の感染者が急速に増加し、学校現場での緊急対応が増えており、感染の拡大を心配しているところです。各ご家庭におかれましては、より一層、感染症予防に努めていただきたいと思います。

今回、オミクロン株の感染者拡大に伴い、上越市のこれまでの基準を見直しましたのでお知らせします。

記

1 上越市における幼稚園、小・中学校、放課後児童クラブの休業等の基準について

◎ 主な変更点 学校で感染者が発生した場合・・・

【今まで】
全校一斉の緊急下校、臨時休業とする



【今後】
該当の学級または学年、全校一斉の緊急下校、臨時休業とする

今までは、学校で一人でも感染者が出た場合、全校一斉の臨時休業としていましたが、今後は、学校の感染対策や感染拡大の可能性等を確認し、該当の学級または学年のみの閉鎖とする場合があります。

以下は、今までと変更ありませんが、今一度ご確認ください。

【園児・児童・生徒が感染したり、濃厚接触者に特定されたりした場合の措置について】

	検査対象者に特定	濃厚接触者に特定＊	感染が判明
対 応	検査結果が判明するまで、登校できない	最終接触の翌日から7日間は、登校できない (10日間は健康観察期間)	保健所から「療養解除」の指示が出るまで登校できない
児童生徒等	出席停止	出席停止	出席停止

＊濃厚接触者の特定について 市教委と学校が協議して濃厚接触者を決定する。

※陽性者の同居家族として保健所が特定した者は、保健所の指示に従う。

※学校以外（習い事、社会体育、親族関係など）で特定された者は、その連絡をしてきた人の指示に従う。

2 感染防止に向けた取組について

【重要】 感染拡大防止のため、ご家庭での協力をお願いします。

○ 毎日の健康観察を

- ・お子さんの朝夕の検温や健康状態の確認をお願いします。
- ・お子さんに発熱や倦怠感、喉の違和感、咳などのかぜ症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養するとともに、速やかにかかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診してください。

※ 比較的軽い症状や一度が回復した後に陽性となるケースがあります。

○ 家族の健康観察を

- ・オミクロン株でも家庭内感染が多くみられます。お子さんだけでなく、ご家族の皆様についても毎日健康状態の確認をお願いします。
- ・同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感、咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られる場合には、お子さんの登校を控えていただくようお願いします。

※ 登校後、家族の陽性の連絡を受けて早退し、その後、学校の措置へとつながるケースがあります。

○ 同居家族等が濃厚接触者となった場合は

- ・同居の家族等が濃厚接触者となり、ご家庭の判断でお子さんの登校を控える場合は、欠席扱いにはせず、出席停止扱いとすることができます。

【担 当】	学校教育課
電 話	025-545-9244
	野田 牧井